

建設業法実務研究会規約

(前文) (当会の理念) 当会は、行政書士の品位の向上、社会的、経済的地位の向上のために、会員相互の信頼と連帯のもとに業務の正確、高度化のため、論理、責任感のある専門家の集団として、常に会員相互の研さんを誓約する行政書士会会員有志で構成する会である。

- 第 1 条 本研究会は、建設業法実務研究会と称する。(略称：業法研)
- 第 2 条 事務所は、会長の事務所に置く。
- 第 3 条 本研究会は、建設業法その他諸法令、許可申請業務等の研さんをはかることを目的とする。
前項の目的を達成するため次の事業を行う。
研究会、講習会セミナー、懇談会の開催及び情報資料の収集
研究成果、資料等の発表出版並びに関係方面への意見の具申及び関係諸法規広報啓蒙活動。
その他目的達成に必要な事業。
- 第 4 条 本研究会は、前条の趣旨に賛同する東京都行政書士会員をもって正会員とする。本研究会は、前条の趣旨に賛同する他府県会の行政書士を準会員とする。
会員になるには、役員^の3分の2以上の承認を必要とし、別に定める本会倫理規定遵守し、入会届を提出し、第8条第2項の入会金を納入したのちとする。
- 第 4 条の2 会員及び準会員は、次の事実の発生した日に、本研究会を退会する。
会員から退会届が提出された場合、その日。
行政書士業務の廃業届及び登録抹消のあった日。
倫理規定を遵守せず当会の理念に違背したことにより役員^の3分の2以上の決議で決定したのち、総会において出席会員の3分の2以上の決議が決まった場合、その日
会費などの納入が1年以上無いことにより、役員会^の2分の1以上の決議で決定したその日。
- 第 5 条 本研究会に次の役員を置く。
会長1名、世話役4名、監査1名を置く。
役員は、会員の中から総会で選任する。
- 第 6 条 総会は定時総会と臨時総会とする。毎年7月に定時総会を開き、事業計画、会計報告並びに役員^の選任等重要事項を決議する。

総会は正会員で構成し、その過半数で成立し、議事は出席者の過半数の賛成で決する。

第 7 条 役員の任期は、1 年とし再任を妨げない。

第 8 条 本研究会の維持運営は、会員が拠出する入会金、会費（通常及び臨時）及び賛助会費並びに入会金をもってこれにあて、必要に応じて寄付金を受けることができる。
入会金については、10,000 円を徴収する。

第 9 条 会費については、別に定める。

第 10 条 本研究会の慶弔に関する事項を下記に定める。

会員の死亡 香典 3 万円又は相当の供花

会員の配偶者 香典 1 万円又は相当の供花

会員の実父母 香典 1 万円又は相当の供花

会員の同居の義父母 香典 1 万円又は相当の供花

供花の名称は、「行政事士会建設業法実務研究会」とする。

附 則 本規約は、昭和 60 年 7 月より施行する。

本研究会の会計年度は毎年 7 月 1 日より翌年 6 月 30 日までとする。

この規約に定める以外の事項は関係諸法規、行政事士法、東京都行政書士会々則に準じ、役員会の決するところによる。

平成元年 7 月 21 日 第 5 条、一部改正し同日より施行する。

平成 4 年 7 月 24 日 第 10 条追加し同日より施行する。

平成 6 年 7 月 22 日 第 4 条の 2 を追加し同日より施行する。

平成 6 年 7 月 22 日 第 5 条改正試案、定時総会により承認、同日より施行する。

平成 8 年 7 月 29 日 第 5 条を一部改正し同日より施行する。

平成 14 年 8 月 8 日 第 5 条を一部改正し同日より施行する。